



はじまります！ マイナンバー制度

情報を連携させ、くらしを便利にします。

国民生活を支える社会的基盤として、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が導入されます。マイナンバー制度は、住民登録されているすべての人に個人番号（マイナンバー）を付与することにより、複数の機関に存在する個人の情報が同一の情報であることを確認するための社会基盤となるもので、社会保障や税制度の効率性・透明性を高め、市民サービスの利便性の向上と行政の効率化を図るための制度です。

個人番号カードの交付は来年1月から。

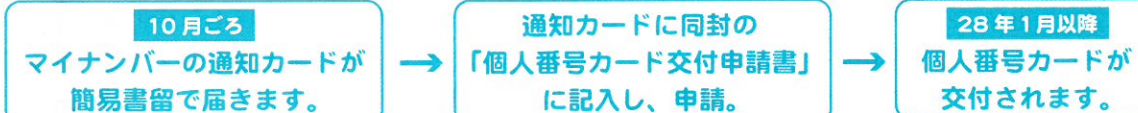
10月以降に皆さんの「住民票の住所」に、簡易書留でマイナンバーの通知カードが届きます。個人番号カードの交付申請は、同封の「個人番号カード交付申請書」もしくはインターネットで申請することができます。申請をすると、平成28年1月から無料で交付されます。

今のお住まいと、住民票の住所が異なる人は、お住まいの市町村に住民票の異動をお願いします。

マイナンバー制度のお問い合わせは、コールセンター（全国共通ナビダイヤル）☎0570・20・0178（平日午前9時30分から午後5時30分〈土・日曜日、祝日・年末年始を除く〉）へ。

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

問合 市民課（市役所1階4番窓口）



お待たせしました！

助松プール、7月4日開場！

市民の憩いの場として親しまれている助松プールが、今年も次のとおり開場します。ご家族そろってご利用ください。なお、穴師プールは営業を休止しています。

開場期間

▷7月4日(土)、5日(日)、11日(土)、12日(日)…午前10時～午後6時

▷7月17日(金) 午後1時～午後6時

▷7月18日(土)～8月16日(日) 午前10時～午後6時

利用料金 ▷大人500円 ▷小人（中学生以下）100円

65歳以上の人などには無料入場券も

なお、市内在住の満65歳以上の人および身体障がい者手帳・療育手帳の交付を受けた人には無料入場券をお渡しします。無料入場券を希望する満65歳以上の方は、印鑑と本人確認できるもの、身体障がい者手帳・療育手帳の交付を受けた人は、印鑑と交付を受けた手帳を環境課へご持参ください。以前に交付を受けた無料入場券をお持ちの方はそのまま使用できます。

問合 環境課みどり推進係（市役所2階21番窓口）

自主防災組織への支援を実施しています

市では、自主防災組織の活動や設置への支援を行っています。補助を申請する場合は、事前に危機管理課（市役所4階）へご相談ください。

自主防災組織活動支援補助

右の活動について、1 自主防災組織あたり、要した経費の2分の1の額を補助します（年間上限3万円）。

今年度から
補助内容を
拡充しました！



- ▷防災訓練に係る経費（各自主防災組織が主体で実施）
（消耗品費、燃料、材料費、訓練時の飲料水など。ただし、弁当、アルコール飲料などは除く）
- ▷防災マップ、パンフレット、チラシなどの作成費または購入費
- ▷看板、避難路案内標識などの作成費または修繕費
- ▷防災資機材購入費または防災資機材修繕費
（ただし、原則、市から補助を受けた防災資機材の更新購入または修繕に限る）
- ▷備蓄物品の購入費
（賞味期限が決まっている飲料の備蓄物品は除く）
- ▷防災研修会に係る経費
（講師謝礼、防災施設見学会入場費用、防災施設見学会バス代など）

自主防災組織設置支援補助

自治会単位などで自主防災組織を結成・設置した場合、自主防災活動に必要な防災資機材の購入に対し補助をします。補助対象となるのは右の資機材です。

※申請は1組織1回限りとなり、補助の額は世帯数により異なります。

- ▷装備用具（ヘルメット、発電機、投光器、コードリールなど）
- ▷消火用具（消火器、消火バケツなど）
- ▷救出救護用具（ハンマー、バール、ロープ、のこぎり、つるはし、スコップなど）
- ▷避難誘導用具（リヤカー、担架、ハンドマイク、ライトなど）

第65回「社会を明るくする運動」を開催

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

「社会を明るくする運動」とは、すべての人々が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

市では、7月4日(土)に本市名誉大使であるオール阪神さんをお招きし、犯罪予防や少年非行についての講演を行います。市内3中学校の吹奏楽部と幼稚園の子どもたちの演奏、パレードも同日アルザ通りで行います。

皆さんもぜひご参加いただき、安全で安心な暮らしを実現するために今何が求められているのか、そして自分には何ができるのかを考えるきっかけにしてください。

平成27年度社会を明るくする運動の詳細

日程 7月4日(土) 場所 テクスピア大阪テクスピアホール

時間・内容 ▷午後0時20分～アルザ通りパレード（市内3中学校吹奏楽部・幼稚園児による演奏）※雨天中止
▷午後2時～オール阪神さんによる講演など（受け付け開始は1時～）

問合 社会福祉協議会（☎23・1393）



平成27年度 市・府民税の 納税通知書を送付します

平成27年度の納税通知書を6月上旬に送付します。個人市・府民税は前年中の所得をもとに計算され、1月1日現在市内にお住まいの人に対して課税されます。今年度の市・府民税の主な改正点と、公的年金からの「特別徴収」についてお知らせします。



●平成27年度市・府民税（個人市・府民税）の主な改正点

- ①上場株式などの配当および譲渡所得などに係る軽減税率の廃止
上場株式などの配当および譲渡所得などに係る10%の軽減税率（所得税7%、住民税3%）は、平成25年12月31日をもって廃止となり、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）となります（下図）。
- ②非課税口座内の少額上場株式等に係る配当および譲渡所得などの非課税措置の創設
平成26年から平成35年までの各年に金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において、毎年新規投資額で120万円を上限に、5年以内に支払いを受けるべき配当所得および譲渡所得などについて、非課税とすることとされました。



●公的年金からの市・府民税の特別徴収（引き落とし）制度について

①すでに「公的年金からの市・府民税の特別徴収」が開始されている人

①上場株式などの配当および譲渡所得などに係る軽減税率は廃止となります

課税年度	平成25年12月31日まで	平成26年1月1日以降
税率	軽減税率 所得税 7% 住民税 3%	本則税率 所得税 15% 住民税 5%

（注）平成25年から平成49年までの各年分の確定申告の際には、上記所得税と併せて、基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を乗じて計算した復興特別所得税を申告・納付することになります。

●公的年金からの市・府民税の特別徴収（引き落とし）制度について

今年2月の特別徴収税額と同額を、4月、6月、8月支給の公的年金から引き続き特別徴収しています。これを「仮特別徴収」といい、この税額を「仮特別徴収税額」といいます。
平成27年度10月以降の特別徴収税額は、今年度の公的年金に対する税額から、4月、6月、8月に特別徴収する「仮特別徴収税額」を差し引いた残りの税額となります。

「仮特別徴収税額」および「特別徴収税額」は、市・府民税税額決定通知書に記載していますので、ご確認ください。

なお、平成26年度に税額変更などにより特別徴収が停止となっていた人は、第1期分と第2期分は「普通徴収（納付書や口座振替などによる納付）」、10月以降は「公的年金からの特別徴収」となりますので、ご了承ください。また、平成27年1月2日以降に他市町村へ転出した人または本市に転入した人は、今年度は公的年金からの特別徴収はされません。

②平成27年度から初めて「公的年金からの市・府民税の特別徴収」が開始される人

掲載

募集



就学前のお子さんを広報紙に掲載しませんか？
※今月の掲載例は30ページ

「広報いずみおおつ」
掲載希望者を募集します

小学校入学前のお子さんの写真を募集しています。お子さんの写真と住所・名前（ふりがな）・生年月日・電話番号・保護者のひとことと添え、左記連絡先までお願いいたします。
▽郵送：〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号 秘書広報課
▽Eメール：kouhou@city.izumi-otsu.osaka.jp

「徴収」が開始される人

平成27年4月1日現在65歳以上の人のうち、年金所得に対して市・府民税額が発生する人は、今年の10月以降に支給される公的年金から、「公的年金に対する市・府民税額」を引き落とします。これを「公的年金からの市・府民税の特別徴収」といいます。

なお、特別徴収するのは「公的年金に対する市・府民税」のみで、他に不動産所得や営業所得などがある場合は、それらに対する税額は給与からの特別徴収（給与天引き）または普通徴収（納付書や口座振替などによる納付）となりますので、ご注意ください。

対象者 平成27年4月1日現在65歳以上の年金受給者で、年金に対する税額が発生する人

なお、老齢基礎年金などの支払いが年間18万円未満の人や、介護保険料が公的年金から特別徴収されていない人などは、特別徴収の対象となりません。

特別徴収対象者には、市・府民税・府民税税額決定通知書の表紙に、「公的年金からの特別徴収税額」、「特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称」などを記載していますので、ご確認ください。



金の種類及び支払者の名称」などを記載していますので、ご確認ください。

特別徴収が行われる年金 老齢または退職を支払事由とする公的年金

特別徴収が開始される時期 平成27年10月に支給される公的年金から

特別徴収税額 「公的年金に対する年税額の2分の1」の額
残りの2分の1は、第1期分と第2期分に分けて、6月と8月に普通徴収（納付書や口座振替などによる納付）で納付してください。

仮特別徴収税額 仮特別徴収税額は、前記の「①すでに「公的年金からの市・府民税の特別徴収」が開始されている人」の欄を参照

問合せ 税務課（市役所1階7番窓口）

特別な事情などがある場合は市税の減免が受けられます

不慮の災害にあった場合や、生活保護法による扶助を受ける人、その他特別な事情により納付が困難な人は、その状況により市税の納期を延ばしたり、分割納付や税額を減免する制度がありますのでご相談ください。

減免申請は、原則、その税の納期限の7日前までに提出しなければなりません。

主な減免要件

●個人市・府民税

- ▷生活保護法の扶助や、貧困により生活のため公私の扶助を受ける人
- ▷当該年において、所得が皆無となったため生活が著しく困難となった人、またはこれに準ずると認められる人

められる人

- ▷学生および生徒
- ▷不慮の災害により納税の能力を喪失した人
- ▷以上に類する人で特別の事情のある人

●固定資産税・都市計画税

- ▷貧困により生活のため公私の扶助を受ける人
- ▷災害により使用できない固定資産を有する人
- ▷営利を目的としない法人が直接公益の用に供する固定資産（有料で使用するものを除く）
- ▷不慮の災害により納税の能力を喪失した人
- ▷以上に類する人で特別の事情のある人

問合せ 税務課市民税係・固定資産税係（市役所1階7番窓口）

お済みですか？ 扶養控除などの申告

まだの人は申告により税額が低く抑えられる場合も

申告期限内（3月16日まで）に配偶者控除や扶養控除、社会保険料（国民健康保険料や国民年金保険料等）や生命保険料・地震保険料の申告がお済みの人については、申告いただいた内容が市・府民税額の決定に反映されています。

まだ申告がお済みでない人は、申告をすることにより税額を低く抑えることができる場合がありますので、それらの金額が分かる証明書などと印鑑をご持参のうえ、ご相談ください。

問合せ 税務課市民税係・固定資産税係（市役所1階7番窓口）

特定の改修工事を行うと 固定資産税が減額されます



◎耐震改修工事 ◎省エネ改修工事 ◎バリアフリー改修工事

これらを行った場合は、税務課へ必要書類とともに申請をお願いします。

耐震改修工事

次の要件を満たす、居住部分への耐震改修工事を行った場合、その住宅に係る固定資産税額が減額されます。

対象住宅 昭和57年1月1日以前に建築された住宅

工事実施期間 平成18年1月1日～平成27年12月31日

減額内容 一戸当たり120㎡相当分までの2分の1の額を翌年度から一定期間（※）減額

※減額期間

▽平成22年1月1日から平成24年12月31日までに改修した場合：2年度分

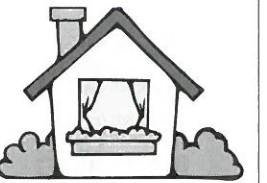
▽平成25年1月1日から平成27年12月31日までに改修した場合：1年度分

ただし、建築物の耐震改修の促進に関する法律に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物に該当するものは、当該耐震改修が完了した年の翌年度から2年度分。

要件

▽建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるような改修工事であること

▽改修工事費用が1戸当たり50



万円超（工事の完了または工事の契約締結日が平成25年3月31日以前のものについては30万円以上）であること

▽居住部分の床面積がその住宅全体の床面積の2分の1以上であること

申請方法 次の書類を添付して改修工事終了後3か月以内に申告書を税務課固定資産税係へ提出

▽市、建築士（登録建築事務所）に所属する人に限る、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関が発行した耐震基準適合証明書、あるいは、登録住宅性能評価機関が発行した住宅性能評価書

※耐震等級に係る評価が等級1、等級2または等級3であるものに限り

※市が証明書を発行できるのは、市から泉大津市木造住宅耐震改修補助金を受けて耐震改修を行ったときの

省エネ改修工事

次の要件を満たす、居住部分への省エネ改修工事を行った場合、その住宅に係る固定資産税額が減額されます。

対象住宅 平成20年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）

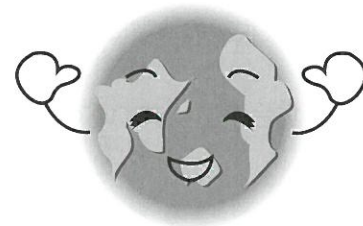
工事実施期間 平成20年4月1日～平成28年3月31日

減額内容 一戸当たり120㎡相当分までの3分の1の額を翌年度に限り減額

要件

▽次の①から④までの改修工事のうち、①を含む改修工事を行い、改修工事によりそれぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合すること。

- ①窓の改修工事
- ②床の断熱改修工事



- ③天井の断熱改修工事
- ④外壁の断熱改修工事

▽当該改修工事費用が50万円超（工事の完了または工事の契約締結日が平成25年3月31日以前のものについては30万円以上）であること

▽居住部分の床面積が、その住宅全体の床面積の2分の1以上であること

申請方法 次の書類を添付して改修工事終了後3か月以内に申告書を税務課固定資産税係へ提出

▽省エネ改修工事の内容および省エネ改修に要した費用を証する書類

▽建築士（登録建築士事務所）に所属する人に限る、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が発行した現行の省エネ基準に適合している証明書

その他注意事項

▽耐震改修工事に伴う固定資産税の減額措置、または新築住宅に係る固定資産税の減額措置と重複して同時に適用を受けることはできません。



バリアフリー改修工事

を受けたことのある住宅は適用を受けられません。

▽居住部分以外の部分を有する住宅の場合、住宅全体の床面積に対する居住部分の床面積（1戸あたり最大120㎡）の割合に相当する固定資産税額が減額の対象となります

▽都市計画税は減額措置の対象になりません。

工事実施期間 平成19年4月1日～平成28年3月31日

減額内容 100㎡相当分までの3分の1の額を翌年度に限り

減額要件

▽改修工事を行った居住部分に65歳以上の人、介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている人、または一定の障がいのある人が居住すること

▽改修工事の内容が、通路または出入り口の拡張、階段の勾配の緩和、浴室の改良、便所の改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、または床表面の滑り止め化であること

▽改修工事費用が、補助金などを除き、50万円超（工事の完了または工事の契約締結日が平成25年3月31日以前のものについては30万円以上）であること

▽居住部分の床面積がその住宅全体の床面積の2分の1以上であること

申請方法 次の書類を添付して改修工事終了後3か月以内に申告書を税務課固定資産税係へ提出

▽居住者の要件を確認できる書類

固定資産税（償却資産）の 実地調査を行っています

税務課職員が事業所を訪問し、
書類を確認させていただく場合があります

市内で工場や商店などを経営し、その事業のために機械・装置、器具・備品などの事業用資産（償却資産）を所有している人は、毎年1月1日現在の資産の状況を市に申告しなければなりません。

市では、市内事業所に対し、これらの事業用資産の状況を確認させていただくため、調査を随時行っています。

つきましては、税務課職員が事業所を訪問し、帳簿書類（固定資産台帳、決算書類および法人税〈所得税〉の申告書など）を確認させていただく場合がありますので、その際にはご協力をお願いします。

問合せ 税務課固定資産税係（市役所1階7番窓口）

事に要した費用の額を確認できる書類

▽改修工事を行った箇所の工事前後の写真

その他注意事項

▽耐震改修工事に伴う固定資産税の減額措置または新築住宅に係る固定資産税の減額措置と重複して同時に適用を受けることはできません

▽過去にバリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額措置の適用を受けたことのある住宅は適用を受けることはできません

問合せ 税務課固定資産税係（市役所1階7番窓口）

／ほくの！わたしの！／ 幼稚園じまん！

連載
第1回 戎 幼 稚 園

笑顔がいっぱい！
「ハイパーエコ幼稚園」



雨水タンクの水で花に水やり。戎幼稚園の子どもたちは日ごろから環境を守る生活をしています。



園庭の遊具はみんなのじまん！



平成11年に建てられた園舎

戎幼稚園は、旧戎幼稚園と旧美津幼稚園を統合し、平成11年2月に今の新園舎が竣工されました。幼児の豊かな心情を育み、主体的な活動ができるよう、木の温もりとやさしさ、斬新なデザインで設計され保育環境が整備されています。園庭には大型木製コンビネーション遊具が設置されています。大好きな遊具で遊びながら、腕の力やバランス感覚など幼児期の基礎体力が育っています。

ハイパーエコ幼稚園

平成23年度に「ハイパーエコ幼稚園事業」を申請し環境教育を推進しています。太陽光発電設備、雨水タンクを設置し、「えびすおひさま発電所」のパネルで、子どもに発電量がわかるようしています。エコの3つの約束「水を大切にしよう」「残さず食べよう」「物を大切にしよう」を決め、雨水タンクの水で花や野菜に水やりをしたり、お弁当や給食の苦手な食べ物にも挑戦しています。

「エコレンジャー」活動や、保護者の皆さんの協力でペットボトルのふたを集め、ポリオワクチンに変えています。

保育所・小学校との連携

地域の宇多保育所、戎小学校との連携、交流を進めています。5歳児を中心に英語活動や体育あそび、給食体験など、共に活動することで仲間意識が育ち、学びの連続性を大切にしています。

笑顔がいっぱい戎幼稚園！

大好きな友だちと砂遊び、体操、かけっこ、歌を歌ったり、絵を描いたり、教育課程に基づいた指導計画の中、生きる力の基礎を学んでいます。たくさんの笑顔に守られて、戎幼稚園の子ども達はすくすく元気に育っています。

戎幼稚園データ

▷園児数 87人（平成27年5月現在）
▷下之町4-7（☎32・0855）

WE ♥ BOOKS!



図書館だより

新着本や、図書館からのお知らせを掲載します。

●開館時間 → 午前9時30分～午後7時 ●問合 → ☎32・0562
（土・日曜日、休日は午後5時まで）

New Books 新しく入った本

●明日がちょっと幸せになるお地蔵さまのことば（吉田さらさ）

「変わらないのが一番のご利益」「隣にある幸せに気づく」「夢は持たなきゃ叶わない」日本各地のお地蔵さまの写真とともに、幸せを運ぶお地蔵さまのことばを紹介します。

●育てておいしいヘルシー植物（NHK出版）

漢方でもおなじみの植物から、食べて元気になる野菜、香りを楽しむ和のハーブ、体に効くフルーツまで、ヘルシー植物の栽培方法をていねいに解説します。

●医者になりたい（島田和子）

日本初の公許女医第一号・荻野吟子、東京女子医科大学の創立者・吉岡弥生…。「女に学問はいらない」と言われた時代、強い意志とバイタリティ

で夢をかなえた女性たちの生きかたを描く。

●あそぼーう（入江千春）

「あそぼーう！」あ、みんなきたばい！今日はなんてあそぶ？土から生まれた素焼きの博多っ子が、あやとり、お手玉、紙ひこうき、にらめっこなど、伝承遊びを紹介します。

●ぼくのジちゃん（くすのきしげのり）

運動会の応援に、田舎からやってきたジちゃん。"テーシャツのすそをズボンに入れて、いつもにこにこ笑ってるだけのジちゃんは、なんだかカッコ悪い。でも、ジちゃんには、ぼくが知らない、すごい秘密があったんだ…。

●おみくじ（きたあけり）

「親分、こんどの人間は、お賽銭をケチりました！」「なに!?よし、大凶、おまえが行け！」おみくじの箱の中がこんなことになっていたなんて！おみくじの"棒"たちのゆかいなお話。

6月のカレンダー
休館日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

Events イベント情報

●映画会

【日時】7月4日(土)午後2時～2時28分「レオ・レオニー5つの名作集 スイミー 他」

●おはなし会

【日時】6月20日(土) 午後3時～(約30分) ※毎月第3土曜日の午後3時から

●赤ちゃんのためのおはなし会

【日時】7月2日(木) 午前11時～(約60分) 毎月第1木曜日の午前11時から



MDLでの授業風景

平成26年度フカキ夢・ひとづくり海外派遣研修報告

セブ島で英語を学びました！

16～20歳までの男女13人の研修参加者が、3月15～22日の8日間、フィリピンのセブ島にある全寮制の語学学校に滞在し、英語力を磨きました。

市では、国際化時代にふさわしい広い視野と感覚を持った人材を育成するため、「深喜人材育成基金」を活用し、青少年の海外派遣研修を行っています。

研修校 MDL は全寮制で、先生や各国の生徒たちとのコミュニケーションは24時間、すべて英語です。

研修のスタートは、文法やスピーキングなどのレベルテスト。このレベルテストによって自分に合ったクラスに振り分けられ、マンツーマンやグループレッスンなど、授業は一日約9時間におよびました。授業終了後は、校内で他国からの研修生らと英語でコミュニケーションを楽しむなど、それぞれ充実した研修期間

を過ごしました。

「英語を積極的に話せるようになった。店や海で学んだ英語を使い、通じた喜びが大きかった」「英語の発音が良くなった」「英語力やコミュニケーション能力などの勉強面の力が上達し、文化も知ることができてとても充実した日々を送れた」などの感想をもらいました。研修生による研修報告は市ホームページで公開中です。

なお、平成27年度についてはセブ島での語学研修に代わり、現在本市が国際認証の取得に向けて取り組んでいるセーフコミュニティ活動についての海外研修を予定しています。 問合 企画調整課（市役所4階）



小川 美祐 (19)
(池浦町) Miyu OGAWA



天野 北斗 (19)
(東雲町) Hokuto AMANO



渡邊 未歩 (18)
(助松町) Mino WATANABE



寺田 千夏 (17)
(豊中町) Chinatsu TERADA



金城 未玖 (16)
(曾根町) Miku KANESHIRO



高岡 舞 (16)
(東助松町) Mai TAKAOKA



前田 陽菜 (16)
(末広町) Hina MAEDA



立花 咲喜 (17)
(板原町) Saki TACHIBANA



佐藤 唯 (16)
(宮町) Yui SATO



児島 穂紅 (20)
(助松町) Miku KOJIMA



西辻 帆波 (19)
(豊中町) Honami NISHITSUJI



加藤 龍鳳 (18)
(池浦町) Ryuho KATO



得能 彩世 (19)
(池浦町) Sayo TOKUNO

参加者一覧（年齢は研修参加時。申込受付順）

学びを地域に還元！クラブ紹介

「集い、学び、結び、次に届ける（学んだ知識、技術を地域などへ発信する）」を実践しているクラブを紹介します。

【クラブからのメッセージ】

キッズダンススマイリーでは、4歳児から小学6年生までの子どもたちが、年齢に関係なく楽しく活動しています。年に8～9回のステージで発表する機会があり、1つの作品を仕上げるために、みんなで一生懸命練習しています。

普段、あまり体験することないステージでのパフォーマンスは、子どもたちに達成感を与え、諦めず練習を続けた自信を持たせるとともに、その経験は今後の成長につながっています。

地域に還元できること イベントや施設などでのダンスパフォーマンス

地域貢献活動 市内外のイベントなどへ参加（弥生学習館ふれあいまつり、金魚すくい大会、アルザ自治連合会フェスティバル、桜まつりなど）

新規依頼受付 北公民館（☎23・0505）へ（ただし、会場などの要件あり）

【クラブの概要】

【活動日】毎週水曜日 午後3時30分～5時 【場所】3階講堂 【部員数】23人 【入部後必要なもの】動きやすい服装・運動靴 【部費】月額2,000円



キッズダンススマイリーのパフォーマンス